

1 作成の趣旨

犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）からの問い合わせや相談内容は、被害の内容や犯罪被害者等の置かれている状況によって様々です。問い合わせや相談内容が担当業務と異なる範囲に及んでも、適切な支援機関や制度の紹介などを犯罪被害者等に対して速やかに行うことが必要です。

この手引は、各関係機関や自治体における担当職員の方々の参考にしていただけるよう、どの機関を起点としても、犯罪被害者等に対し必要な情報や支援等を途切れることなく提供することができることを目的に、犯罪被害者等からの相談を受ける際の心構えや、関係機関の連絡先等をまとめたものです。

犯罪被害者等基本法（抜粋）

（基本理念）

第3条

すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証される権利を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（相談及び情報の提供等）

第11条

国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

山形県犯罪被害者等支援条例（抜粋）

（県の責務）

第4条

県は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、犯罪被害者等の支援の推進に当たり、国、市町村及び県民等と連携及び協力して取り組むものとする。

第3次山形県犯罪被害者等支援推進計画（抜粋）

第6章 施策の方向性と主な取り組み

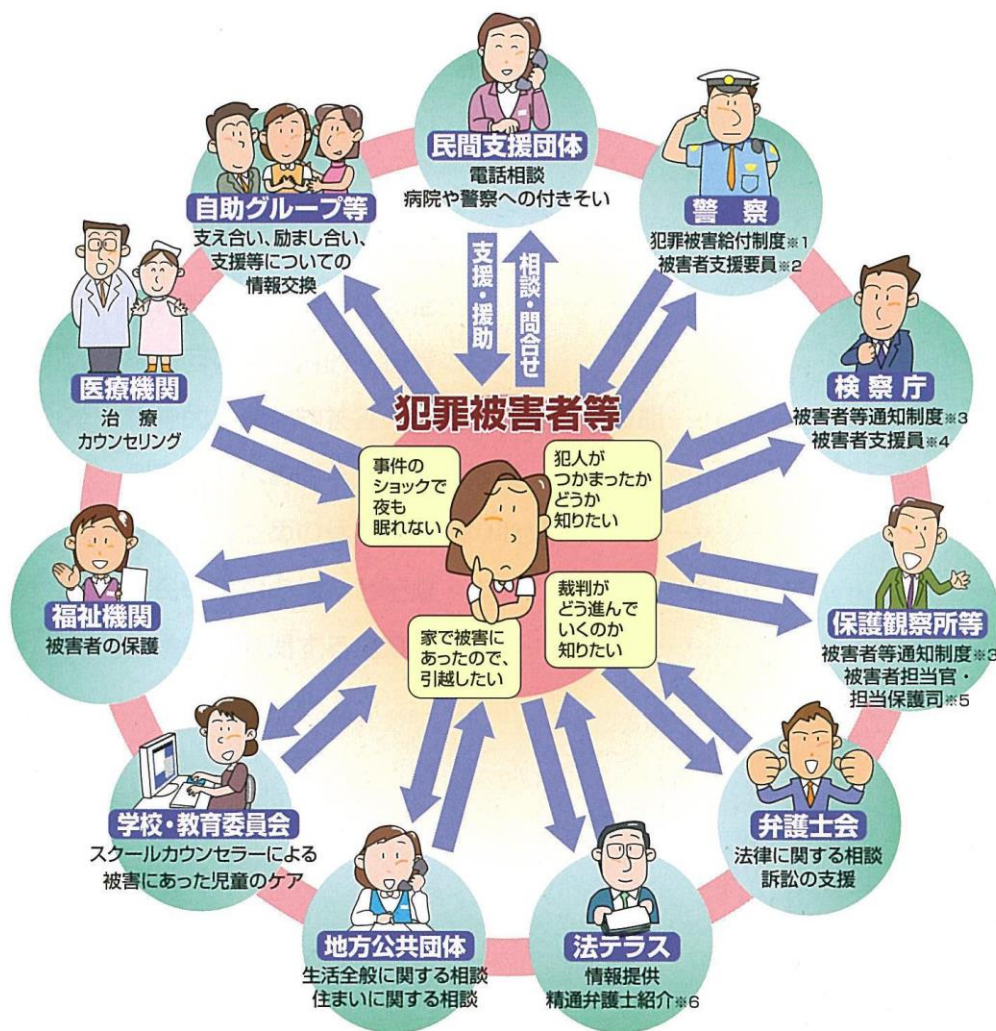
1 支援体制の整備・充実

(1) 推進体制の整備（条例11条関係）

【施策の方向性】

犯罪被害者等が直面する様々な問題を円滑に解決するとともに、支援に関する取組を効果的に進めるため、関係機関・団体と連携・協力し、途切れない支援につながる体制を整備していく必要があります。

地域における犯罪被害者支援のネットワークのイメージ



※1 被害者の遺族または体に障害を負った被害者などに、経済的な支援を行います。
 ※2 捜査員とは別の警察職員が被害者に付きそい、情報提供や説明などの支援を行います。
 ※3 被害者に、事件の処分結果、裁判の結果、犯人の状況、刑務所からの出所時期、刑確定後の処遇状況などの情報を提供します。
 ※4 被害者からの相談を受けたり、法廷への案内・付きそい、事件記録を見る手助け、他の支援を行っている団体を紹介するなどの支援を行います。
 ※5 事件担当とは別の職員・保護司が、被害者からの相談を受けたり、更生保護における被害者施策を始めとする利用可能な制度の説明をするなどの支援を行います。
 ※6 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する制度です。